

**平成28年度第1回岡山県障害者施策推進審議会  
第1回岡山県障害者差別解消支援地域協議会 議事概要**

**(議事次第等)**

- 1 開催日時：平成28年7月22日（金） 10：00～12：00
- 2 場 所：ピュアリティまきび 3階橋の間
- 3 出席委員名（計22名、敬称略）  
綾部 小百合、石丸 千里、岡野 茂一、片岡 美佐子、小池 将文、佐藤 一法、  
中島 洋子、永田 恵子、難場 誠二、飛川 あすみ、平野 悦子、平松 卓雄、  
藤田 勉、森脇 久紀、薬師寺 明子、石原 秀郎、大熊 学、高橋 邦彰、  
竹内 俊一、戸井 琢也、宮長 勇作、山田 賢一  
※欠席委員（計2名、敬称略）  
徳弘 昭博、片山 健

**1 開会**

**2 挨拶（荒木保健福祉部長）**

本日は、平成28年度第1回岡山県障害者施策推進審議会並びに第1回岡山県障害者差別解消支援地域協議会へ御出席いただき、誠にありがとうございます。また、本日は新たに委員にご就任いただいた方々にもご出席いただき、ありがとうございます。

さて、審議会の皆様には、昨年度「第3期岡山県障害者計画ーだれもが輝く☆おかやまスマイルプランー」の策定に御尽力をいただきました。更には、今年4月に障害者差別解消法が施行されるにあたり、職員対応要領についてご審議をいただきました。

県では、様々な場面で、障害者施策に取り組んでいます。特に、今年1月には岡山・鳥取両県知事会議において、「あいサポート運動の推進に関する協定」を締結し、本県も「あいサポート運動」を積極的に推進する中で「あいサポーター」を養成しており、現在4千人を超え、5千人に近づいているところです。

本日の審議会では1回目ということで、会長の選任をさせていただいた上で、障害者差別解消法及びあいサポート運動の取組状況についてご報告させていただきます。続いて、新規事業であります「岡山☆スマイルーシブプロジェクト」の取組状況、及び発達障害児（者）支援対策等、県の取組近況についてご報告します。そして、委員の皆様からのご助言等をいただけたらと思います。

本日はよろしく申し上げます。

**3 会長の選任**

小池委員を選任（出席者了承）

## 4 議事

### (1) 障害者差別解消法とあいサポート運動について

#### ◇障害福祉課

下記資料に基づき説明

- 1 ページ「障害者差別解消法に関する取組状況について」
- 2 ページ「障害者差別解消法に関する主な相談状況について」
- 3 ページ「あいサポート運動の取組状況について」
- 4 ページ「あいサポート企業・団体一覧(平成28年7月24日認定分)」

#### ■委員（竹内）

○相談状況の報告のうち、スイミングスクールの件であるが、おそらく過重な負担をどう考えるかというところで、施設使用者の方と、障害のある方の保護者の間で、考えが少し合わずにこういう形になっているのだと思う。今後、県職員向け研修会に川島先生を呼ばれるとのことだが、7月16日に東大まで行って先生の話聞いてきた。その時、「対話」ということが一番重要になっていて、その対話をするためには、仲介人あるいは仲裁人（川島先生は「合理的配慮コーディネーター」という言葉が使われていた。）といった方が説明することによって、合理的配慮の負担軽減に関しての様々な知識が事業者につくと話されていた。今回のスイミングスクールの件でも、負担を思いこむだけでなく、負担を軽減できる様々な方法があることがわかれば、もう少し続けられたのではないかと思う。川島先生を呼ぶということであれば、そういったことを県のほうでも今後検討してほしい。

○次に「施設の相談指導員」の件であるが、相談員が診断書と手帳を間違えるわけがないので、やはり、診断書を求めたのだと思う。そして、まずいということで、身分証明書ということになったのではないかと思う。こういうことについて県としても厳しく対応してほしい。

○つぎに「精神障害のある人」の件であるが、思い込みの激しい精神障害の方は、別に珍しくもなんともない。合理的配慮を3障害の方に提供していく中で、こういったことも、どう対応していくかということも含めて、対話をしっかりしていくことが大切である。「思い込みが激しく、苦慮している」という言葉が出てくること自体、行政のあり方としていかなものかと思う。

#### ■委員（石丸）

精神障害のある公募委員ということで、参加させていただいている。B型作業所に5年ほど通って、今はNPO法人でアルバイトをしている。精神障害のある方のあり様というのは、それぞれ関わる人によってかなり違ってくる。私も意見を言ったり、車を利用して岡山まで外出したりといったことをする。体験を語る当事者団体に入り、B型作業所以外の活動をしていると、偶然にも作業所のある役場の保健師が、「この人は病識が無く、人格障害者である」ということを会議の中で言われたことがある。私は主治医に相談したが、病識の有無というのは、医者でもよくわからない。保健師という立場や相談支援専門員と

いう立場の方が、簡単に言うべきことではない。思い込みをしている人が、専門職や行政の方の中にもいるというのが現実だと思う。勝手に人格障害という表現をつけなくてほしい。勝手に病識がないということ判断してほしくない。

「近くの福祉課に相談してね」という言葉が心に入らない。相談しても、行政の方がこういう風に考えているのだと思うと、残念で仕方がない。

先程のスイミングスクールの件について、逆に考えて、目に見えない方々のことをより深く考えていって、困っている方と一緒に相談して、何か新しいものが生まれるといいねという方向に持って行っていただき、何か言われると怖いと思われるようなことの無いようにしてほしい。

#### ■委員（小池会長）

本当に障害のことは難しい。高齢者のことなどは、比較的理解しやすいが、障害のある人の場合は、障害の種別、程度、障害のなった時期など一人ひとり異なる。障害のある人のことを理解するということは、とても大切であり、行政の担当者もきちっと勉強すべきである。本日の資料（パンフレット）の「バリアフリー社会のおもいやり」の中に各障害についてわかりやすく、どんな配慮が必要なのかといったことも書かれてあるので、ぜひ広めていってほしい。

また、合理的配慮というのは、今までの日本の法体系にほとんどなかった、どこまで合理的配慮をしたらいいのか、しかも過重な負担にならない程度にといいことで、これから様々な判例や事例を積み重ねていく中で、合理的配慮について、少し見方を変えれば、過重な負担にならないことはたくさんあると思う。そういったことを、事例を通して広めていくことが大切だと思う。

#### □障害福祉課（吉田）

○我々、本当に肝に銘じてそのように対応しなくてはならないと考えている。

1件目の盲の子どもの保護者の件についてだが、実は川島先生にも相談しているが、先生は、法を作るときから関わっていたので、これが法の限界という本音のことも伺ったりしたが、それでも何かないかということで何度も話し合った。兵庫県で、盲の方を受け入れているスイミングスクールがあるので、そういったことによって事業を伸ばすことができないかと問い合わせしてみたが、事業者のほうは、今、少子化でかなり厳しく対応できないとのことでした。とはいえ、「すぐにやめてほしい」というのは、とても言えないので、9月までというのが苦渋の選択でした。この件を通して、私も保護者の方の本当の思いもよくわかったし、事業者の言っていることも理解できるところもあり、本当にこの法律の難しいところを実感した。

○2件目の「施設の相談指導員」の件だが、先生のおっしゃられるとおり、おそらく最初は診断書を求めたのだと思う。私が問い合わせたのが、その事業所の所長だが、実は新規採用されたばかりの職員が対応して、そのあたりのことがよくわかっていなかったとのことだったらしいが、実際にどうだったのかは、録音していないので、言った言わないの話になり難しい。ただ、差別解消法が今年4月から施行されたことを知っているかどうか確認するとと

もに、国土交通省に書いてある詳しい7つ程度の差別事例を一つ一つ説明させていただき、所長も理解し、今後そういったことがないようにするとのことだった。案件については否定しているので指導はできないが、啓発の一環として、お話してご理解をいただいた。

○次に「精神障害のある人」についてだが、私は、様々な障害者団体を訪問し、「どんなことを障害者差別解消法の合理的配慮として求めますか。」と伺ったところ、一番多かったのが、障害のある人の目線にたって、やさしく親切に対応してほしいと言われた。私は市町村の職員研修にも10回以上、呼ばれているが、まずはそのことを市町村の窓口の方は第一に考えてくださいとお願いしている。この精神障害のある方も、なかなか市の言い分と違うということで、十数回、話し合いを重ねることで、最近はお互いに理解が通じるようになってきたということもあり、これからも粘り強くきちっとした対応を市にお願いしたいと考えている。

私も国のシンポジウムに行ったりしたが、合理的配慮で一番大切なのは、「建設的な対話」である。シンポジウムでも、行政は「予算がないからできない」といって合理的な排除をするのではなくて、「予算がないからできないけれども、こういったことならできる」ということを、建設的に智慧を出して話し合っていこうというのが、この法律のポイントだということ言われていた。そして、市町村の説明会でも、県職員の説明会でも、何度も伝えさせていただいている。行政機関としては、できることの智慧を絞って、この法律によって障害のある人もない人も、ともに生き活きと活躍できる共生社会の実現に向けて、県としても努力してまいりたい。

#### ■委員（永田）

確認だが、(本日の資料の) あいサポート企業・団体一覧は全部なのか。私達の団体も100名ほどで研修を受けたが。

#### □障害福祉課（吉田）

申請を6月13日から実施している。6月13日から昨日までの間に申請された方の一覧である。申請していただければ、すぐに認定させていただく。

#### ■委員（難場）

○本日配付されている「バリアフリー社会のおもいやり」についてだが、この内容は、専門の先生方の意見を十分聞いていただいて、大変いいものになっていると思う。ただ、この冊子の色について、先日、お叱りをうけた。

温かなピンクで統一されて素敵な冊子になっているが、ユニバーサルデザインのカラーの観点からみると、大変見にくい。同じ色合いが文字にも使われていて、視覚障害者の人も含めて大変読みにくいものである。UDの視点から意見を言える立場でありながら何をしているのかと言われた。今のものは仕方ないにしても、今後、増刷等する場合には、少なくとも本文については、カラーUDに配慮してしっかり読みやすいように印刷しなおしてほしい。

○あいサポート運動について、県職員も含めてかなりたくさん研修を行っていると同っているが、職務時間中だけでなく職務時間外についても思いやりの心を育ててほしい。私、毎朝、旭川荘行きという7時半頃の早いバスに乗って通勤しているが、全てとはいわないが、県庁の方もたくさん乗られていると思う。その中で、あいサポートの研修を受けているようには思えない対応を目にすることがある。途中から乗ることが多いが、二人がけのイスに、一人で座って、県庁前で降りる人をたくさん見る。その中にははっきり県庁の人だと知っている人もいる。

全ての方がそうだとはいいたくないが、職務時間外だからといって、障害のある人が乗ったときには、席をゆずるとか、違う席に移るとか、そういったことが普通に考えられないのかと思う。県庁の職員については、職務時間外であろうと、そういった思いやりのある方になってほしい。あと、これは、県職員かどうかわからないが、止まってから立ってくださいというのに、バスが止まるだいぶ前から、車内を移動する男性がいる。いつも県庁の前で降りる。県職員とは思いたくないが、他の方もこういったことがないように、あいサポート運動の研修で、職務時間外も県民から見られているということをお願いしたい。

○参議院選挙の投票に先日行ってきた。以前はスムーズにサポートをお願いできていたが、今回は、受付にいったら、マニュアルを必死にめくって、私のほうも見ずに、どんなサポートがいるかも聞かずに、必死に資料ばかりを見ていた。これは岡山市のことであり、市のほうに意見を言いたいと考えているが、当然、選挙のことであり、県ともお話をすることが出てくると思う。差別とまではいかないが、合理的配慮をもう少し柔軟に使っていただけるような考え方であってほしいと思う。選挙については、県とも話をさせていただくこともあるので、よろしくお願ひしたい。

#### □障害福祉課（吉田）

1番目の色については、私も要望を聞いている。別のパンフレットでは、その方とも相談しながら十分配慮をして作成した。今後も色のことは相談しながら、改善していきたい。

2番目のバスの問題については、そういったことができるだけないように、私も、こうして当事者からご意見を聞くというのは、とても有り難いことであり、あいサポート研修で様々なところに呼ばれて研修するので、今の話は、きちっと皆さんに伝えて、県庁の職員であろうがなかろうが、勤務中であろうがなかろうが、障害のある人の立場にたった配慮に努めていただくよう伝えていきたい。

選挙については、マニュアルが一番ではなく、相手について個別具体的に、どのような手助けが必要なのか配慮していくことが、差別解消法の趣旨である。本日帰ったら、県選挙管理委員会の市町村課、そして岡山市の選挙管理委員会にも、こうした意見があったことを伝えたい。

## ■委員（藤田）

○時間の関係もあるので、答えは結構である。職員対応要領について、教育サイドと公安サイドでも作るべきだということを、早くから申し上げていた。既に作られていることであるが、こういった形のものか、私はわかっていない。ぜひ、いただきたい。

県北の小中学校で話をすることがあるが、差別ということ話すのはとても難しい。私は当事者であるから思い切って言えるが、先生方は子ども達に教えないといけない。要領は、「こういうふうになれば、あなたの身は守られる」というカバーするものでなければ、怯えて話もできない。

こういうことをしてはいけない。こういうことを言うてはいけないというのであれば、一般の対応要領でもできるとは思うが、先生方は積極的に教えていかなければならない。既に要領はできていると思うが、先生方を守る内容になっているかどうか、私は知りたい。

公安関係については、警察だけでなく、労働基準監督署といった監督機関といったところもある。そういったことも含めて考えていただきたい。

○相談件数が増えているということであるが、今後はもっともっと増えていくと思う。過去にアメリカでADAが施行されたときに訴訟だらけになってしまったことがある。それだけ、障害のある人の意識が高まっていったからである。これからも増えると思うが、かといって、何でも裁判所に持っていったらよいかというと、本当の意味での差別解消にはならない。そういった意味で、どこかで調停機関を設置すべきではないかと考える。また、障害者差別解消支援地域協議会に、はっきりとそういう目的を盛り込んでいくべきではないかと考える。障害者差別解消法はこれでOKではなく、スタートしたばかりである。これから我々も研究するが、皆さんにも研究してほしい。

○東京都が障害者差別解消ハンドブックというものを発行していて、わかりやすい。しかし、一つ残念なことに、身体障害のある人については詳しく書かれているが、精神・知的障害については、読んでもあまりわからない。これからは、一緒に考えていかなければならない。亡くなられて、一人で葬式も出せない状態になっている人もいる。病院に定期的に通っている人はまだいいが、家の中で、じっとしている人が結構多い。そういうことに、どのように目を向けていくかということが大切である。

合理的配慮は事前に用意しておくものではない。人間と人間の世界であるから、これからどんな差別的な事象が起きてくるかわからない。それを一つ一つ裁判に持ち込むのではなくて、それぞれ個別で事後的な正確を持つものであると考える。調停的なことについては、当事者の団体としては、「駄目ではないか、けしからん」という声だけではなく、「国全体でお世話になっているのだから、こういう点は我々の中で考えていこう」などと対応していかなければならないと考えている。合理的配慮という言葉は、私達の学生の頃は無かったが、これから様々な専門家から、合理的配慮のあり方というのが出てくると思う。今からがスタートということで考えて取り組んでいただきたい。

#### ■委員（岡野）

手をつなぐ育成会は、知的障害、発達障害のある方の保護者・家族で作られた団体であるが、差別解消法は長い間、期待していた法律である。藤田会長も言われていたが、今後どのような啓発活動ができるのか大きいと思う。

第3期岡山県障害者計画を立てるときに、県民へのアンケートをとっていたが、差別解消法の認知度を調べていたと思う。本当に内容についてもよくわかっているという人は、パーセントで一桁、それも前半の一桁だったと思う。名前だけを知っているという人を含めても四分の一くらいで認知度はかなり低くショックを受けた。障害のある人の団体である育成会の中で聞いても、認知度はそれほど高くなかった。今、各地の親の会で研修会を開くときに、一番メインになっているのが、この障害者差別解消法である。この法律を実効性のあるものにするためには、どういう形で啓発活動ができるかということが大きな課題ではないかと考えている。

対応要領や支援地域協議会を策定または設置している市町村について、この割合がこれから伸びていくと思うが、27の全市町村で策定・設置されて、地域への広報活動ができるように、県のほうからもぜひ指導を進めて欲しい。

#### ■委員（綾部）

精神障害者家族会としては、常々、この会でも話しているが、医療費など、様々なところでの障害のある人が受ける福祉サービスの格差は、純然たるものがあるわけで、お金がないという意見が出るのもわかる。

しかし、一番手近にできることとして、障害者スポーツのことを取り上げたい。精神障害のある人がエントリーできる種目としてはソフトバレーしかない。国が公に認めているのが、それだけしかないというのもあるが、卓球大会は3障害一緒に出させていただくことにはなったが、枠が少なく、出たくても出場できないという課題がある。何度言っても、審判の問題だの場所だの様々なことを話しますが、少し工夫すればできるのではないかと私たち常に感じており、それほどお金をかけなくてもできると思うので、岡山県の障害のある人で、出場したい人が出場できるようにご検討いただきたい。

#### ■委員（石原）

あいサポート運動を推進しているということだが、バッチは、宣言ということなので、よかったらつけよう。

差別解消法と関係して、建設的な対話のための在り方、ルールというか、思いやりの心が大切になると思う。どういう方法で、これから広めていくか課題である。合理的配慮についても、障害者団体も考えながら取りくんでいきたい。

#### ■委員（小池会長）

障害者差別解消法の広がりや、マスコミが今後どれだけ取り上げてくれるかということも大きいと思う。

## (2) 岡山☆スマイルーシブプロジェクトについて

### ◇障害福祉課

下記資料に基づき説明

○5～7ページ：「岡山☆スマイルーシブプロジェクトについて」

### ■委員（小池会長）

この「スマイルーシブ」というのは、岡山県だけの造語か。

### □障害福祉課

はい。

### ■委員（石原）

「スマイルーシブプロジェクト」の「スマイルーシブ」というのが、インクルージョンの造語ということだが、「ルーシブ」というところで、笑顔を失ってしまうのかなと個人的な感想を持った。

中身について、非常に面白いと思った。特に農福連携のところで、実際に障害のある人たちがつくったものを、岡山駅で一般の方々に売っていくということで、面白くていい仕掛けだと思った。

我々も研修会でも、一般の方たちへと思っていても、ふたを空けてみると、みんな仲間というところがあるので、こういう仕掛けづくりは参考になる。

## (3) 発達障害児（者）支援対策について

### ◇障害福祉課

下記資料に基づき説明

○8～12ページ：「発達障害児（者）支援対策について」

### ■委員（竹内）

岡山弁護士会には、子どもの権利委員会というのがある。今年の大きな目標で、県の児童相談所と連携して、非措置児童の学習支援の仕組みを作っていくというのがあり、この中で発達障害者支援体制検討委員会を立ち上げる。ぜひ、弁護士会の子どもの権利委員会とも連携していただきたい。

### ■委員（薬師寺）

資料8ページの「市町村支援体制の整備促進」で、「発達障害者支援コーディネーターの配置等」とあるが、配置されていない市町村がわかれば教えて欲しい。

### □障害福祉課（池上）

資料としては示していないが、県下市町村のうち、今現在配置しているところが18あり、配置できていないところ（岡山市は発達障害者支援センターが設置されているので除く）が8つ。津山市、美咲町、勝央町、久米南町、吉備

中央町、里庄町、新庄村、西栗倉村が、未配置となっている。早期に配置いただくよう働きかけも行っており、かなり検討が進んでいるところもある。

#### ■委員（薬師寺）

県北市町村の配置が進んでいないのは、「県北支所があるからいいのでは」と思われているからのように個人的には思うが、県北支所はあくまで県の機関なので、各市町村での配置が進むように働きかけをお願いしたい。

#### ■委員（小池会長）

資料10ページに「発達障害やその疑い等のある幼児児童生徒の割合の推移」とあるが、ここにある数字は、世界的に見てもこのような感じなのか。

#### ■委員（中島）

○この表にあるのはあくまで、疑いのあるという数字であり、実際にはどうなのとかいうことだが、日本は、諸外国と異なり、1歳半検診や3歳児検診といった優秀な検診制度を持っている。従って、諸外国よりも、初期の検出率が非常に高い。本当に初期に診断された人が、そのまま障害を持ったまま大きくなって、小学校6年生になって、どのくらいの率なのかという調査も、厚生労働省で進んでいて、およそ5～6%という数字が出てきている。ただし、それは、発達障害の中の自閉症スペクトラムである。発達障害の中には、自閉症スペクトラムを中心として、ADHDやLDが含まれている。また、知的障害は1～2%と言われている。

知的障害、3つの発達障害を合わせて、全体で約10%前後のお子さんには支援が必要であるというのが、専門家の間での常識的な合意である。

発達障害には支援が必要ということだが、多くの発達障害のおさんは支援があれば、社会の中で自立ができ、就労ができていく。従って、障害があるから駄目ということではなく、どうすれば、自立し、就労ができる状態になっていくのかというプロセスを整えることが大切である。

岡山県は、よくやってくださっていると我々は思うし、学校教育の問題も、かつてに比べると理解が進みよくなっているが、一部では、小学校から中学校へのギャップが大きすぎるといった課題がある。

高等部教育において、知的障害の合併した発達障害の方は特別支援教育や職業科が充実して自立の道ができてきている。一方、知的障害を持っていない発達障害で、かつ非常に頭がよくて特殊な資格が取れる人を除いた知的に若干ゆっくりした方などについては、教育的な支援が充実していないので、社会的自立の道がないというのが、一番の問題であると思う。先程、非措置児童の話があったが、発達障害のおさんは非常に育てにくいので、家族の方が困ったりして、ネグレクトや虐待といったことで、適切な養護を受けられないまま、大きくならざるを得ない、教えるべきことを教えてもらわない、かつ親から温かく接してもらえないという中で、大きくならざるを得ない子どもたちがたくさんいて、施設に来る方がいる。施設は18歳までは面倒を

みてくれるが、18歳では、とても自立ができない。アメリカでは21歳まで障害があれば義務教育を受けられ、就労支援も受けられる。18歳で支援が切れてしまうのは、とても大きな問題であると思う。

○不登校とひきこもりについてであるが、岡山県では、不登校の児童生徒は、小学校で約500人、中学校で約1400人と言われている。県庁のホームページからそういった統計を見ることができるが、小学校1年生では約15人で、2年生だと、新たに30人くらい増える。少しずつ増えるのだが、不登校の中に、発達障害と診断されている人、あるいは、診断を受けていないが、発達障害のある人が何人含まれているのかということ、こういった場で今までも、何回か伺ったが、全くデータがない。しかし、障害福祉課、特別支援教育課のほうは、発達障害の診断書が出ている子どもの数の把握をしている。従って、県庁の中で、データの摺り合わせをすれば、少なくとも、不登校の中のうち、〇〇人は発達障害であると診断されているというデータが私は出るはずだと思う。そのあたりの努力をしていただけたら有り難い。

推定だが、おそらく不登校の中の半数以上は発達障害が関与していると考えられる。

ひきこもりは、全国統計があるが、岡山県で推計すると、15歳から40歳以下で、岡山県下で引きこもりになっている人はおよそ1万人である。医療機関や専門の相談機関に相談に来られる人の30%以上が、発達障害と診断されている。以上が現状である。

#### □教育庁特別支援教育課（林）

中島委員からお話のあった不登校と発達障害の関係については、昨年度も指摘されている。不登校については教育庁の中では義務教育課生徒指導推進室が担当している。今年は話し合いをしながら進めていこうということを検討している。今年、ご質問に対し、何らかの形でお答えできればと考えているので、もう少し時間をいただきたい。

### （４）その他

#### ◇障害福祉課

下記資料に基づき説明

○新晴れの国おかやま生き生きプラン（仮称）骨子

○13ページ：

「リオデジャネイロパラリンピックへの本県関係選手の出場決定について」

#### ■委員（片岡）

差別になるかどうか考えないといけないが、全盲の人が病院に行くのに、同行援護を使わずに自力でいこうと思えば行ける。介護タクシーを頼んで、窓口まで連れて行ってもらって、あとは病院の方がサポートしてくださるという方法で病院に行こうとしたが、介護タクシー事業者から、視覚障害のある方は、対応したことがないからと断られた。全ての介護タクシー事業者で、このよう

なことがあるとは思わないが、同行援護を受けるにも、頼める人も少ないので、こういったことが起きるのだと思う。

私達も考えなければならないのは、障害によって合理的配慮は違うということだと思う。視覚障害の場合は、移動が一番困る。あいサポート運動の冊子にもいろいろと書いてあるが、実際にアイマスクを付けた状態で、1mでも2mでも体験していただければ、先程の介護タクシー事業者のように断るといったことは起きないのではないかと思う。

確かに、最初は、目に見えない人に対して不安と怖さがあり、できないというのも無理はないと思う。そういったことがないように、体験型の取組を実施していただけたら、少しでも違うのではないかと思う。

私達も当事者として、障害のある人の理解を啓発していかなければならないと感じている。行政、事業者が合理的配慮のことを考えてくださっているが、私達自身も障害を理解してもらって啓発活動をしていかなければならないと感じている。

9月に中国5県を対象にした老人福祉大会が開催されるが、ボランティアや学生にお願いして手伝ってもらおうと考えているが、少しでも理解してもらるように、見守るだけでなく、具体的に「ここはこうして手伝ってください」と私達自らお願いしようと考えている。

#### ■委員（石丸）

私は、「NPO法人 ピアサポートセンターひとひろの実」というところに勤めている。障害を持たれている方々が交流会をしたり、私自身も相談支援専門員と地域移行に取り組んだり、居場所づくりなどに取り組んでいる。その中で発達に課題がある方が来られて、家に引きこもってもよくないので、こういうところもあるよと情報の提供などを行っている。

こうして、県の審議会で、私たちのように障害のある人を参加させていただくのは大変有り難いし感謝したい。生き生きプランやスマイルーシブといったことで、みんな笑顔になろうとか、それぞれが元気になろうということが、本当に基本的なことだと思う。そして、私自身も含めて、仲間づくりをしていく岡山県であってほしいなと思う。この会でもそういった面からも頑張りたい。

#### ■委員（小池会長）

経済界の人たちは、訴訟が起きて大変なことが起きるのではないかということもあったが、日本は、アメリカほど訴訟社会になっていない。日本では当初想定したほど、何でも訴訟に持って行くという国民性ではないと思う。今後も、訴訟に至ることは少ないと思う。

こうした法律を元にして、みんなが助け合い、支えられる社会をつくる契機として周知を徹底し、みんなが合理的配慮をすることが必要であることが広まればよいと思う。